

平成 22 年度役員

会 長	花輪 壽彦			
副 会 長	柴原 直利			
常任理事	佐藤 弘			
	戸田 静男			
監 事	嶋田 豊			
理 事	山岡傳一郎	吉川 恵士	青柳 一正	
	三浦 於菟	矢久保修嗣	高橋 秀実	

日本東洋医学研究機関連絡協議会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、日本における東洋医学研究機関の相互連絡・資料の交換・共同事業の推進を図り、さらに東洋医学の確立と発展のため随時目標・構想の検討を行う。

第 2 条 本会は、日本東洋医学研究機関連絡協議会、略称「日東医協」と称す。

第 2 章 資産及び会計

第 3 条 本会の経費は、事業及び資産より生ずる収入並びに会員の納むる会費を以て之に当てる。年会費は 4 万円とする。

第 4 条 毎年度の終わりにおいて、収入に剰余あるときは資産に編入す。但し、本会の決議を以て之を翌年度に繰越使用することを得。

第 5 条 本会の予算は、毎年度開始前、本会の議を経て之を定め、決算は之を翌年本会に報告するものとする。

第 6 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 3 章 役 員

第 7 条 本会に会長 1 名、副会長 1 名、常任理事 2 名、理事若干名、監事 1 名を置く。研究機関の代表者を理事とし、理事の互選によって会長、副会長、常任理事、監事を定める。

第 8 条 会長、副会長、常任理事、監事の任期は 1 年とし、毎年本会において互選し、重任を妨げない。

第 9 条 会長は、会務を総括し、副会長はこれを補佐し、会長に事故あるときは之を代行する。

第 4 章 事 業

第 10 条 総会は、毎年定例 1 回、会長が開催する。

第 11 条 本会は、集会の記録・随時問題の提起などのため「会報」を発行し、その他目的達成のため必要な事業を検討する。

第 5 章 附 則

第 12 条 本会の、施行に関し、必要なる細則は本会の決議を以て別に之を定む。

第 13 条 本会則の変更は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を以てす。